

三郷市消防団サポーター事業

4月にスタート！！



【サポート事業所指定証】

**地域の安心・安全のため、
消防団を応援してくれる事業所を募集しています。**

**消防団員の減少は、
地域防災力の低下に直接結びつくこととなります。**

【消防団の現状。】

昭和 20～30 年に全国で 200 万人いた消防団員は、現在 89 万人と減少し続けています。

減少の大きな原因として、少子化による若年層の減少、地域コミュニティ機能の低下、地域の就業構造の変化による市外へのサラリーマン化等があげられています。

当市においても消防団員の確保は重要課題であり、地域防災力の向上を目指し、『消防団サポーター事業』に取り組んでいきます。

Q：消防団サポーター事業とは、どのような事業ですか？

A：消防団サポーター事業とは、市内の事業所等に消防団活動のサポーター（支援と協力）として、消防団員及び消防団員の同居する家族に対する物品購入等について優遇措置の協力を求めることにより、団員の拡充を図り、消防力の強化を推進するとともに、市内での消費促進を図ることを目的としています。

Q：優遇措置とは、どのようなものですか？

A：消防団サポーター店として、提供できる範囲のサービスとなります。
例として、購入ポイントの割増、代金等の割引、飲物等のサービス。

Q：消防団サポーター店の場所や優遇措置の内容は、公表されるのですか？

A：消防本部のホームページや年 2 回発行し各町会に回覧している消防団広報誌に、店舗名及び優遇内容を掲載する予定です。

また、店舗には、ハッピーを着た三郷市キャラクター「かいちゃんつぶちゃん」を使用した消防団サポーター事業所指定証を掲示してもらい、消防団員は、消防団員サポートカードを提示して優遇措置を受けます。

【お問い合わせ】 三郷市消防本部 消防総務課

電話：952-1211（代表）

消防団応援店

み



三郷市

消防団サポーター事業

新規事業「消防団サポーター事業」について

○ 事業概要

・ 事業の目的

本市において、消防団員の減少が危惧されていることから、市内店舗のみなさまに消防団員の物品購入等について優遇措置をしていただき、消防団員としての特典を与えることにより、消防団員の確保を行うことを目的としています。

また、当事業を消防団員が活用することにより、協力していただいた店舗のみなさまにおかれましては、多少ですが収益の向上がみられると考えています。

・ 事業内容

消防団員等への優遇措置

消防団員にご支援、ご協力していただく店舗のみなさまに、消防団員に対して提供できる範囲の優遇サービスを行い、消防団のサポーターになってもらうものです。

なお、優遇サービスに対する補てん措置はありませんので、できる範囲として下さい。

〈優遇措置の例として〉

購入ポイントの割増、代金等の割引、飲物等のサービス。

事業所の関わり

消防団サポーター店として消防団員を支援しようとする店舗のみなさまは、優遇措置の内容、優遇期間を明記のうえ三郷市長に申請していただくこととなります。

申請に基づき審査させていただき、適合していれば「消防団サポーター店」として、指定書と認定ステッカーを交付いたします。

指定された店舗のみなさまは、指定書と認定ステッカーを店舗に掲示していただき、消防団員サポーターカードを掲示した消防団員等に対し、優遇サービスを提供していただきます。

消防本部の関わり

消防本部は、本事業を明文化するため「三郷市消防団サポーター事業実施要綱」を策定し、申請及び指定事務、指定店舗の公表、消防団員サポートカードの発行などの事務を行います。

指定店舗の公表の案といたしましては、消防本部ホームページ、年に2回発行し各町会に回覧している消防団広報誌に掲載する予定です。

消防団員の関わり

消防団員は、本制度の趣旨を正しく認識し適正な利用をするとともに、消防団サポートカードの管理の徹底を図ります。

- **今後の事業の進め方**

本事業について、環境経済部産業振興課との協議調整後、三郷市商工会や各商店会連合会等に説明会でご理解とご協力をお願いし、平成26年度4月1日にスタートします。
開始当初のサポーター店舗数は、20店舗以上を目標としています。

- **先進地の状況**

全国的にまだまだサポート事業を行っているところは数少ないですが、着実に協賛事業所の数は増え、事業として定着しているようです。

主な市町村

• 長崎県平戸市	平成22年8月から 加盟店 84店舗 (H22.10.1) 団員数 1,011人 (H24.4.1)
• 山梨県南アルプス市	平成22年10月から 加盟店 78店舗 団員数 729人 (H24.4.1)
• 愛知県瀬戸市	平成22年10月から 加盟店 169店舗 (H25.2.12) 団員数 250人 (H24.4.1)
• 岐阜県関市	平成23年7月から 加盟店 118店舗 (H24.5.16) 団員数 1,182人 (H24.4.1)
• 岐阜県本巣市	平成24年3月から 加盟店 18店舗 (H25.1末) 団員数 262人 (H24.4.1)
• 山梨県甲府市	平成24年8月から 加盟店 154店舗 団員数 1,196人 (H24.4.1)
• 長野県茅野市	平成24年11月から 加盟店 60店舗 (H25.12.2) 団員数 931人 (H24.4.1)
• 埼玉県所沢市	平成25年1月から 加盟店 52店舗 (H25.12.10) 団員数 324人 (H24.4.1)

三郷市消防団サポーター事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の事業所及び商店に協力を求め、消防団員及び消防団員の家族に対する優遇措置を講じることにより、消防団員の確保及び消防力の強化を図るとともに、市内の事業所及び商店の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 三郷市内の事業所又は商店をいう。
- (2) 消防団サポーター事業所 消防団員を支援する事業所等として、指定を受けた事業所等をいう。
- (3) 優遇措置 商品等の割引、購入ポイントの割増又はその他サービスの提供をいう。

(指定の申請)

第3条 消防団サポーター事業所として指定を受けようとする事業所等は、三郷市消防団サポーター事業指定申請書(様式第1号)により申請するものとする。

(消防団サポーター事業所の指定)

第4条 市長は、前条に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、三郷市消防団サポーター事業所指定書(様式第2号。以下「指定書」という。)及び消防団サポーター事業所表示証(様式第3号。以下「表示証」という。)を交付し、消防団サポーター事業所として指定するものとする。

2 市長は、指定書及び表示証の交付を行ったときは、消防団サポーター事業所の名称及び優遇措置の内容等をホームページ等により公表するものとする。

(表示証の表示)

第5条 消防団サポーター事業所は、表示証を消防団員が見やすい位置に表示しなければならない。

(指定の変更)

第6条 消防団サポーター事業所は、指定の内容を変更又は指定期間の延長をしようとするときは、三郷市消防団サポーター事業指定変更申請書(様式第4号)により申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、変更の内容を審査し、適当であると認めるときは、新たに指定書及び表示証を交付するとともに、変更後の優遇措置の内容等をホームページ等により公表するものとする。

(指定の廃止)

第7条 指定の廃止を受けようとする消防団サポーター事業所は、市長に三郷市消防団サポーター事業廃止届出書(様式第5号。以下「廃止届出書」という。)により届け出るものとする。

(指定の取消し)

第8条 市長は、消防団サポーター事業所が前条の廃止届出書を提出したとき若しくは第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき又は偽りその他不正な手段により消防団サポーター事業所の指定を受けたときは、当該指定を取り消すことができる。この場合において、市長は、消防団サポーター事業所に対し、消防団サポーター事業所指定取消通知書(様式第6号)により通知しなければならない。

(指定書の有効期間)

第9条 指定書の有効期間は、優遇措置期間の終了又は前条の規定による指定の取消しを行った日をもって終期とする。

(指定書及び表示証の返納)

第10条 第8条の通知により指定の取消しを受けたとき又は指定書の有効期間が終期を迎えたときは、速やかに指定書及び表示証を市長に返納しなければならない。

(指定書交付台帳の整理)

第11条 市長は、消防団サポーター事業所の指定を適正に管理するため、指定書交付台帳を作成しなければならない。

(サポートカードの使用)

第12条 消防団員に交付される消防団サポートカード又は消防団員の同居する家族に交付される消防団員家族サポートカード(以下「サポートカード」という。)の所有者は、消防団サポーター事業所においてサポートカードを提示することにより、その消防団サポーター事業所が定めた優遇措置を受けることができる。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

三郷市長

あて

事業所等 所在地
名 称
代表者名

㊟

三郷市消防団サポーター事業指定申請書

三郷市消防団サポーター事業実施要綱第3条の規定に基づき、消防団サポーター事業所として指定を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 申請事業所等
名 称
所 在 地
代 表 者
電 話 番 号
業 種

2 優遇措置

(1) 対象者 消防団員のみ ・ 消防団員及び同居する家族（該当を○で囲む）

(2) 優遇措置の内容（具体的に記載をお願いします。）

(3) 優遇措置期間（6月以上の期間を設けること。）

年 月 日 から 年 月 日 まで
終日なし

(4) その他

三郷市長

あて

事業所等 所在地
名称
代表者氏名

㊟

三郷市消防団サポーター事業指定変更申請書

三郷市消防団サポーター事業実施要綱第6条の規定に基づき、指定の内容を下記のとおり変更します。

記

***変更箇所に○をし、変更内容を記載。**

1 申請事業所等

名称
所在地
代表者
電話番号
業種

2 優遇措置（具体的に記載をお願いします。）

(1) 対象者 消防団員のみ ・ 消防団員及び同居する家族（該当を○で囲む）

(2) 優遇措置の内容

(3) 優遇措置期間（6月以上の期間を設けること。）

年 月 日 から 年 月 日 まで
終日なし

(4) その他

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

三郷市長

あて

事業所等 所在地
名称
代表者氏名

㊟

三郷市消防団サポーター事業廃止届出書

三郷市消防団サポーター事業実施要綱第7条の規定に基づき、年 月 日をもって消防団サポーター事業所を廃止したいので、次のとおり届け出ます。

記

- 1 申請事業所等
名称
所在地
代表者
電話番号
業種
- 2 廃止理由